

## 留学中の学修成果による単位認定について

留学中に履修した授業科目の単位認定を希望する場合、規程・手続きは以下のとおりです。

### 学士課程学生の留学に関する取扱いについて

#### 6 単位認定申請手続

留学後、留学中に履修した授業科目の単位認定を受けようとする学生は、留学の期間の開始前に、履修する授業科目のシラバス等を添えて、系主任又は類主任（教養科目群の授業科目の場合は、当該授業科目の実施委員会委員長）に申し出て必要な指導を受けるとともに、留学の期間終了後は速やかに、所定の申請書により、学長に申請しなければならない。

#### 7 単位認定

前項の申請に基づく単位の認定は、教授会（教養科目群の授業科目の場合は、当該授業科目の実施委員会及び教養科目群教育協議会）の議を経て、学長が行う。

#### 8 認定授業科目の成績表示

単位が認定された授業科目の成績証明書における表示は、「認定」とする。

#### 【申請時必要書類】

- ・単位認定申請書
- ・留学先大学の成績証明書及びシラバス
- ・学年歴及びクラススケジュール（本学の科目に読み替えない場合、必須）

#### 【単位の取扱い】

①成績については点数表示ではなく「認定」という表示になります。

そのため、GPA 及び GPT の算出対象外となります。

②認定された科目を再度履修することはできません。

③成績付与日は、留学終了日の属する学期になります。

（例えば3月下旬に留学が終了し、4月以降に単位認定申請をした場合、前年度後学期の単位として認定されます。）